

令和7年11月11日

【事務局】 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから社会資本整備審議会建築分科会、第23回建築基準制度部会を開催いたします。本日は、お忙しい中、多数の委員の皆様にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、まずは資料を御確認ください。本日の資料は、議事次第の次のページ、紙資料では裏のページでございます。配付資料一覧に記載のとおりでございますので、もし資料に不備等ございましたら、議事の途中でも構いませんので、事務局にお申しつけくださいますようお願いいたします。

なお、配付資料一覧に参考資料2-5につきましては記載がございませんが、本日別刷りで配付をしておりますので、御確認いただければと思います。オンラインの委員の皆様には別途送付をさせていただいております。

また、本日の資料には、資料下、中央に赤字で通しページを記載しております。御発言の際に資料を参照される場合には、赤字のページをお示しくださるようお願いいたします。

また、本日の部会は公開で開催をしております、事前申込みをいただいた方につきましてウェブにて傍聴を可能としておりますが、カメラ撮りにつきましては、冒頭から議事に入るまでの間に限らせていただいておりますので、よろしくようお願いいたします。

なお、本日の議事録は、内容について委員に御確認いただいた後、委員の氏名を伏せた形で、配付資料と共に国土交通省のホームページで一般に公開いたします。あらかじめ御了承いただければと思います。

次に、委員の御紹介をさせていただきます。資料1、赤字ページ番号で3ページ目に建築基準制度部会の委員名簿をお示ししております。前回以降、委員の交代はございませんので、委員名簿をもって、委員の先生方の御紹介に代えさせていただきます。

また、事務局の出席者については、座席表にて御確認いただけますと幸いです。

続きまして、定足数の確認です。部会委員及び臨時委員13名のうち、対面で8名の委員に御出席をいただいております。このほか、オンラインで御参加いただいている委員の皆様も含めまして、委員総数の3分の1以上を満たしており、社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本委員の〇〇委員、臨時委員の〇〇委員、専門委員の〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため御欠席との連絡をいただいております。そのほか、遅れて御出席いただく委員や、途中退席される委員もいらっしゃる予定です。

それでは、これより早速議事に入ります。

カメラ撮りはここまでとなりますので、報道関係の方は御退出をお願いいたします。

以後の議事運営につきましては、〇〇部会長をお願いしたいと存じます。

〇〇部会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

**【部会長】** どうもこんにちは。部会長を仰せつかっております〇〇でございます。今日もたくさんの方に御出席いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議事は2つございまして、まず、その1つ目でございますけれども、建築分野の中長期的なビジョン検討に係るこれまでの意見と論点案についてでございます。

まずは、前回、10月16日の建築分科会等合同会議の参考資料として示されておりました、委員からの追加意見書がございますけれども、このうち、本建築基準制度部会に所属する委員の皆様から御提出のあった、計6件の意見書につきまして、それぞれ御提出の委員から内容について御報告いただく時間をまとめて取りたいと思います。

その上で、本部会に御所属でない委員からの御意見ですとか、過去2回の合同会議で発言のあった意見につきまして、改めて簡潔に御紹介いただくとともに、これらを論点にどのように統合していくかについて、具体的な意見交換に移りたいと存じます。

それでは、お手元の資料でございます、資料2-1から2-6で提示されております意見書の順番で、各委員から御発表をお願いしたいと思います。毎度のことで大変恐縮でございますけれども、議事運営の都合上、おおよそ5分以内ぐらいで御説明をいただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

それでは、まず〇〇委員からお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

**【〇〇臨時委員】** ありがとうございます。では、資料4ページを説明させていただきます。

ここで述べておりますのは、不特定多数の方が利用できる既存の商業施設のような建築物について、現状、新築のときはもちろん法適用しているんですけども、性能とか維持管理の状況というのは、なかなか利用者には明確に分からないという問題点があると思っております。これを明示する制度というのを創設してはいかがかということです。

具体的には、現状、特に必要なのは耐震基準とか防火基準への法令適合とか、既存不適格建築物であるかとか、そういうような情報ですね。さらに、このような建物は昇降機とか建築設備の定期報告の義務があります。消防に関連する設備についてもそうなんですけれども、そういうものに対して報告しているかどうかとか、直近の報告で指摘があるかどうか、それを改善しているかどうか、こういうことをきちっと表示してほしいと。さらに将来的に性能表示が進んでいくのであれば、等級なんかも必要かなと思っています。

一番いいのは、入り口に全部この情報があることなんですけれども、そんなことは物理的にできないと思いますので、入り口には簡易な分類、例えばランクAとか、Bとか、Cとか、そういうイメージでもいいと思いますが、それを示すとともに、2次元コードを使えば情報に飛んでいくということは、かなりの方には容易にできるわけですから、それをうまくできないかと。そのためには情報を一元管理する仕組みというのは当然必要になるので、それを創設してほしいということです。

特に定期報告については、特定行政庁がデータを受け取るという立場にありますから、そこがデジタル化しないとそもそも瞬時に反映できないということがありますので、そういう定期報告のデジタル化というのもぜひ考えていただきたいと。私は防火の分野でよくいろいろなことをやっているんですが、消防法も同じような位置づけにありますので、こういう仕組みをつくるのであれば、消防法関係も一体化できればより効果があると思っています。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございました。

それでは、続きまして〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇臨時委員】** ありがとうございます。私は防災の立場でちょっと意見書を提出させていただきました。

今後のやっぱり中長期的ビジョンのときに、必ず昨今の災害の激甚化、頻発化というのが上がってまいります。さらに持続可能な市街地の実現。実はこれらを考えたときに、頻発している様々な自然災害、犠牲者の発生に加えて、多くの建築物が被害を受け、災害に伴って建築物単体の被害、それと建物内での犠牲者が発生する。こういう状況を防ぐためには、やはりその建築物のみの安全性向上を図るだけでは限界があるというふうに考えています。

具体的にはやはり建築物単体とともに、その建物が立地している場所が有している災害に対する潜在的な危険性を考慮する必要、この二足のわらじでなければ、これは実現し得な

いと考えています。

例えば砂防の方が、長年の悲願であった土砂災害危険区域にある規制をかける。土砂災害防止法と略して呼ばれていますけれども、特別警戒区域では、開発行為の一部制限とか、建築物の構造規制が可能になりました。また3.11の津波以降は、津波の危険地域においても同様に特別警戒区域を指定して、開発行為や建物の構造規制が可能になりました。ただしいずれも、これは災害が起こる前に指定をすることが多く、現実的にはほとんど指定に至っていないというのが現状です。やはり日本は自然災害と共生してきた。特に昔から水害から命を守り、財産を守り、米を守る。そういう様々な工夫をしてきています。

多くの方が御承知のように、愛知県内の長島町とか、あるいは私自身も中央区の佃に住んでいるんですけれども、最も古くから人が住み始めた地域は、今でもきちんと道路から数十センチ、住宅が建つ街区はちゃんと土盛りがされているんです。今でもそういう文化が残っていますが、ただそれがどんどん建て替わると、そういうものも崩れていってしまいます。つまり、自助で備える、土地の危険性を考慮しながら、自分で備えていくという災害文化がほとんど廃れてきている。

3.11の後、そういう危険性を事前に知ろう、知って考えようということで、多様なハザードマップがつくられ、公表されています。ただし、実際こういうものが活用されている現場を見ると、避難場所はどこか、確認をしたり、どこを通過して避難場所に行くかというように、主に避難をするということを考える際に使われている場合が非常に多いです。

一部家を買うときにハザードマップを見て確認します。少しずつ増えてはいますけれども、個別の、例えば地震であっても、単体の耐震化促進だけではなくて、やっぱりその土地の地盤条件がどうなのか、あるいは津波・液状化・地盤災害、様々な被害要素と組み合わせで住宅所有者が賢くなっていく、そういう組合せが必須だと思っています。

個人財産である住宅に法的な制限をかけるのは非常に難しいですけれども、ハザードマップなどのリスク情報をやっぱり個人レベルで土地利用に活用する、もっと積極的な促進が、冒頭に書いたようなことを実現するための重要な要素というふうに考えています。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇専門委員】** ありがとうございます。意見資料の枚数が多いので、かいつまんでお話ししたいと思います。前半はCCUSの事なので比較的短期的な内容ですので割愛をさ

せていただいて、赤の9ページの下のほうにお願いいたします。

近代法令が整備される以前から、この大工の文化というのはありましたが、我々は地域工務店の団体で、地域工務店の現場で働く技能者にこの文化が色濃く残っています。特に1棟責任を持って仕上げるというところなんです。大工職は現場に複数人いるというよりは1人の場合が多いので、本人の技量による差というのはどうしても出てしまいます。今日はここ、明日はあっちと簡単にいかないのが実情です。

大工道具についても、特に刃物は研いで使いますので、貸し借りを非常に嫌います。同じように、いわゆる電動工具もあまり貸し借りをしないというところも特徴でございます。現場移動に合わせて車いっばいの道具を片付け、次の現場に向かいます。

10ページの上のほうでお願いします。多くの技能者で現場作業を構成する組を現場配置しているときにはある程度の個別技能差は平準化されますが、1人とか2人の現場配置では配置された技能者による差がどうしても生じます。一方で抱える技能者を遊ばせられないという経営的な課題もありますので、結果的には理想的な適正配置が常に行えるわけではないというのが現状です。

戻りますが9ページの上のほうをお願いします。大工職でイメージしやすく、個別の資質をいろいろ書いてみました。せっかちで間違いが多く、材料を無駄にするタイプとか、若くて馬力があるがお金にうるさいタイプとか、ベテランで難しい仕事ができるけれども、お年なのでちょっと体調が悪いとか馬力がない人とか、色々な大工職がいる中で、各現場で工事が行われているということ。この視点が大工育成の中でも結構見落とされているなと感じて、あえてこういうものをつくりました。

10ページの下、お願いいたします。以前もこの場で発言させていただきましたが、天候という中長期的に予測困難な中で、天候不順が続いてしまうと、どうしても現場の空きが生じます。そうなると、業務上、休みとなり労働者には6割の休業補償をしないとイケないので、その原資を利益の中で捻出しなければなりません。通常の就労の中でも他の不確定要素というのを多分にはらんでおります。

続いて次のページで、技能者の位置づけです。早く正確に作れる技能者が稼げる仕組みというところで、従来から請負が最適でした。しかし、社会保険料逃れや育成期間の長時間労働から避けるため新規入職者、未習熟者も個人事業主にしたり、偽装請負などが横行していました。一方で建築生産現場の文化、人員配置、不確定要素などがある中で現状の労働者、事業者だけという分類はかつての業界で多くあった徒弟制度のようなものが法令上難しく

なった現在では育成の点でも育成事業者側の負担が非常に大きく対応に限界があります。建設技能者の人材育成では新たな働き方の位置づけは必ず必要で、大工育成の所管として国交省から厚労省に働きかけ連携して創設する必要があると考えています。

続いて、14ページの上のほうをお願いします。前回の分科会でも、リノベーション、リフォームのお話かなり出ていましたが、新築よりもリフォームのほうがある意味難しいというのは、比較的認識されていることと思います。地域工務店は小規模な分だけ様々な年代の、またあらゆる工法で建てられた建築の細々とした改修依頼があり、その点ではリフォーム工事に役立つ皆さんの業務経験が蓄積されています。

昨今は利益最優先で、即戦力とするため業務範囲を狭めたり、利益を得られることしかやらないとか、利益が出ないものはやらないという傾向で、人不足の中でさらにその傾向は進んでいます。利益が多少薄くても目の前に困っている状況を何とかするという判断ができるかということでも、地域工務店の役割というのはますます重要になると感じています。

17ページの下、お願いします。再エネの話です。現在は戸建て住宅で現実的に採用できるものは太陽光発電一択の状況ですが、15ページ以降にあるように様々な問題があります。太陽光発電以外の再エネの選択肢も必要で、普及余地のあるものでは地熱発電のポテンシャルが非常に高いと言われていています。メルケル元首相とかドイツの高官も、日本の豊富な地熱量や未利用状況から昼夜天候を問わず発電し続けるベース電源としての地熱のポテンシャルというのを指摘されているところです。一方で、これまでこの分野の補助制度というのが、地熱の発電に関してのミスマッチという事もあって、詳しくは〇〇さんの「マグマ」という小説とかにも書かれていますが、普及していなかったと考えています。

この先空き家対策も踏まえ、使わなくなった建物の老朽化したPVパネルの問題は、1980年代に流行した太陽熱給湯設備が故障しても多くが放置され続けていたという前例がありますので、さらに廃棄等に負担が大きい太陽光発電システムでは将来的に建築主への負担が大きくなるだろうと感じております。太陽光発電システム以外の再エネの仕組みというのを、このような営利だけによらない再エネ施設整備で生み出し、このスキームで創出できたらと考えております。

続いて、19ページの上のほうをお願いします。前回の審議会では、市場規模を縮小していく意見もございましたが、我々の会員は、人口減少以上に仕事も減っているということがあって、実はあまり不足感を感じないという意見もあります。

総量として、戸数ではなく面積で管理することで、本当にその地域での必要な建築の量と

いうのも把握して、それがまた必要な技術者、技能者の本当の数の割り出しが可能となります。空き家を利活用しよう、減少した職人を増やそうというおぼろげな目標よりも、その地域でまちを維持するための空き家利用の面積や育成人数の考え方などに、このような台帳を創設して管理されてはどうかということで提案させていただきました。

次、21ページの上のほうをお願いします。業界では、無資格事業者、悪質事業者問題というのが、優良のストックの構築の障害の一つになっていると思います。そこで、住宅リフォームでも建築士の介在というのが非常に重要だと感じています。

下のほうをお願いします。4号特例の復活のような話も見えますが、新たな資格制度を構築するまでもなく、建築物専任管理者制度のようなものを創設し、建築士を鍛え直して現状の延長でしっかりと、既存の優良なストックの管理をする仕組みというのはつくれると思います。

小さな建築も登録できる制度にし、無資格事業者がリフォームする際にも建築主などが相談する形、もしくは管理する形が考えられます。直近改正された政令でも、空き地があることでの防火規制の緩和がありました。そういうものも将来確実に維持されるようにこのような制度などが必要と思います。

すみません、少し超過しましたが以上です。ありがとうございます。

**【部会長】** ありがとうございます。

それでは、続きまして、〇〇委員からお願いいたします。

**【〇〇専門委員】** 皆様、こんにちは。大学で教育に携わってきた立場から、資料2-4に基づき概要を説明させていただきます。

現在建築分野は、建築産業を支える人材の不足が深刻化しているわけですが、持続可能な人材育成システムの構築が急務となっており、ここでは6項目にまとめておりますので、それに沿って説明させていただきます。

まず1つ目ですが、ストック社会における建築士の役割拡大と地域課題への対応です。新築中心から既存建物の活用へと社会が移行する中で、建築士には建物の長寿命化や用途転用、空き家の再生など、地域課題に対応する新たな役割が求められています。建築士が地域の建物のホームドクターとして、定期点検や維持管理、危険な空き家の未然防止まで担う体制の整備を図っていくことが必要と思います。そのために、インスペクター機能の拡充、報酬制度の整備、高等教育と地域の連携、リフォーム相談業務の強化などを提案しています。

2つ目ですが、教育-資格-実務のシームレスな接続と建築士試験制度の改革です。大学

教育、資格取得、実務経験の間にそごがある現状を踏まえて、これらを連続的に接続する仕組みが必要です。特に一級建築士試験は、実務と乖離した内容、難易度となっており、試験合格のためだけの学習が強いられています。本提言では、教育と資格試験の連携、出題内容の適正化、受験機会の柔軟化、多様なルートの認定、予備校依存の解消などを通じて、優れた人材の安定的な確保を目指しています。

3つ目は、マイクロレデンシャルとCPDによる学修成果の可視化です。建築士の継続教育（CPD）に加えまして、いわゆる大学の場合、124単位というマクロなレデンシャルになっていますが、小規模なものとして、ミクロなレデンシャルの導入により、学習成果をデジタルで見える化し、国内外で通用するスキル証明を可能にします。具体的には履修証明の国際通過性の確保、単位互換、ポートフォリオの整備、CPDの義務化、リスキリング支援などを提案しています。建築士会や教育機関が連携して、共通のデジタルプラットフォームの構築を進めることを提案しています。

4つ目ですが、多様な人材確保です。人材不足の解消には、画一的なキャリアパスを見直し、多様な背景を持つ人々が参入できる環境づくりが必要です。高齢技術者の活用、柔軟な学習ルート、二級建築士受験制度の緩和、UIJターン人材支援、外国人材の育成、建築主の参画など、多面的な施策をここで提案しております。

5つ目ですが、デジタル・AI時代への対応です。建築分野におけるデジタル化、AI技術の進展に対応するため、教育・実務の両面での改革が求められています。建築教育におけるデジタルリテラシーの必修化、実務とのスキルギャップの解消、制度・基準のアップデートなどを通じて、技術革新に対応する人材育成を目指します。

最後になりますが、これらの各改革を持続的に推進するためには、産業界・行政・教育機関・職能団体・地域コミュニティが連携するプラットフォームの設置が不可欠と思います。本提言では建築人材育成コンソーシアムの設立を提案し、分野横断的な協働体制の構築を目指します。

以上6つの視点から説明いたしましたが、中長期ビジョンにおいては、この人材クライシスを克服するために、人材育成を単なる課題の一つではなく、ビジョンの中核に位置づけて、建築技術者・技能者の育成を縦断的に連携する方法論の構築を強く望みます。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇専門委員】 ありがとうございます。〇〇と申します。よろしく申し上げます。

私の意見書のほうは、28ページから31ページの4枚物になっています。構成としましては、28ページに総括的な意見を2つ、29ページから31ページまでに、少し中長期ビジョンに上がっていたテーマを中心にしながら、8つの項目に取りまとめた意見書という形になっております。それぞれの会員の皆さんから意見を募って、特に熱心な方からいただいた意見も盛り込みながら取りまとめをした意見書になっています。

まず28ページなんですけど、28ページに総括的に意見として大きく2つ書いております。

もうこれに尽きると言えば尽きる内容のつもりで書いているんですけど、まず1つ目は、前回の建築分科会でも発言させていただきましたが、10年程度の中長期ビジョンをまとめるという前に、もっと長期のビジョンをきちんと、できるだけ具体的な——難しいとは思いますが——将来の理想像というのを少し固めた上で——つまり、方向性を出した上で——中長期ビジョンというのを見据えていかないと、対症療法的になり、問題があるのではないかと感じて書かせていただいています。

2番目は、社会課題というのはもう皆さん御承知のとおり、それぞれが非常に相互関連している課題が多くございます。1つの課題を解決したと思ったら、それによって別の課題が生まれてくることもあり得るということを、何か常に1つ、例えば法規制を1つ決めるにしても、これを決めたらどこに影響があるのかを少し気にしながらビジョンをまとめていくのが重要ななと思って書いているのが、2つめの総括的意見です。

次からは、項目別で詳細はもう読んでいただいたらとは思っていますが、1つずつかいつまんで申し上げます。

1つ目が建築物の質の向上と社会的資本としての建築についてです。その建築というのは、先ほど単体だけの話ではないというお話がありましたが、敷地内だけでぶつ切りにそれぞれ考えてしまうのではなく、まちとして本当にその場所にふさわしい建築なのかということも含めて、質の向上というのを考えるべきではないかということを書いています。

2つ目が既存ストックの評価とまちづくりです。既存ストックというのは非常に難しく、何でも残せばいいのかと言われても、私自身現場で対面していると、これは無理して残すよりは、建て替えたほうがいいのかという案件も当然出てきますので、その辺りの評価基準、ガイドライン的なものを、具体的に出すのが難しいのは分かるものの、少しでも基準になるものを出せないかと思っております。

それから3番目が木材利用促進と社会的課題ということですが、この項目の真ん中辺りに書いていますが、本来木造が持っている性能というのを生かすことです。木を高層にもどんどん使えるようにするということは大事だと思うんですが、脱炭素という面だけで評価するのではなく、木の持っている性質も考え、例えば壁の中に閉じ込めてしまったときに木がどういう動きをするとか、住宅の大壁の中で木が腐ってしまうような状況とか、そういうことも含めて、実際木を利用する方々のほうが私よりずっと知識があって、ちゃんとやっているということなのかもしれないのですが、それらもちゃんと見据えることが重要です。それから木材の市場のボリュームへの配慮です。大規模建築にどんどん使っていくことによって、今まで、木材を使ってこなかった時代に市場が衰退してしまったところに、いきなり大規模な流通が出てくるために、問題が出てくる可能性があるということも見据えていたいただきたいと思ったのが3つ目です。

それから、4つ目、新材料・新技術については、御承知のとおりだとは思いますが、やっぱり安全性の確保というのを、スピード感だけで少数例で許可していくということではなく、それによってどういう安全でない状況が起こるのかということとを並行して、多くの情報が集まってくるような仕組み、今のようにデジタル情報として集めやすい時代になると、民間の情報もどんどん集めるような方法を考えて、データを蓄積することができる仕組みができないかなということなんです。

5番目は、脱炭素からLCAの導入関連課題ですが、脱炭素というのは何か、CO<sub>2</sub>に換算して計算するという技術は進んでいるので、非常に数値化しやすく、これでいいとか悪いとか言いやすいんですが、それだけではなくて、建築というのは建てたときに、炭素以外の影響が出てくることももう少し入れていただいて、例えば脱炭素の面からは、ソーラーパネルが採用促進される、一方で、それによって山の木が全部切り倒されているみたいな状況がおこるといのはおかしいという意見もあり、ここに書かせていただいています。

それから6番目は法規制の話で、法規制、法体制がどんどん複雑化してきて、最初の建築基準法が出来上がってからもう70年以上たっている時代に、つぎはぎで法改正を重ね続けるのではなく、もっとシンプルに、理解しやすい法体制にシフトしていく方向も考えていただきたいと思っています。

少し割愛して最後のページ、7番目は、建築のまちと地球の相互関係を理解すること。これは初めにも言いましたが、建築1戸建てたらやっぱりまちにも影響があるし、まちが変わっていけば地球にも影響するというように、スケールを大きくしながら影響が連なってい

くということ認識するべき。海外からの友人に、日本のまちは第一印象で美しくないと言われたことがあります。そうではなく、誇れるまちにするためには、ひとりひとりが敷地の中だけ考えるのではなく、常にその周りも一緒に考えるような仕組みと、建築主の方にもっと建築リテラシーを持っていただくことも考えないといけないのではないかと思っています。

最後に、地域に根差した専門家の創出というのは、先ほど多分〇〇委員とか〇〇委員もおっしゃっていたんじゃないかと思うんですが、地域の事情というのは、国だけで様々な規制などを決めただけでは規制からはみ出してしまうことが非常に多いので、地域の中で地域の専門家がある程度、融通を利かせて、総合的にうまく判断できるような仕組みを考えていくよう進めていただけないかと思っています。

それには行政と専門家との信頼関係が非常に大事だと思っているので、我々も当然裏切っただけとはいけません。地域に根差して活躍できる専門家が生まれてくるような土壌を少し考えた上で、中長期ビジョンを検討していただければありがたいと思います。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

それでは続きまして、〇〇委員、お願いいたします。

**【〇〇専門委員】** 〇〇と申します。よろしくお願ひいたします。

今回の資料としましては、資料2-6であります。我々の団体の中で中長期的な施策をまとめております。その中で3つのテーマございまして、一番上から入ります。既存住宅・建築物対策といたしまして、我々の団体で取り扱う課題の一つであります。地方都市における建築士を取り巻く環境といったところも一つ言葉に入れながら、説明に入りたいと思います。というのも、私の地元が秋田でございまして、全国的な地方都市において、今後発生してくると思われる視点も併せて説明したいと思います。

そのテーマについては、私の地元、秋田においては、新築の住宅の建設単価が坪90万から100万という状況でありまして、若い夫婦が新築住宅を建てられることが大変難しい社会情勢になってきております。そのような状況は、全国各地、地方都市で今後起こってくると感じております。この状況を鑑みて、将来像としては、中古住宅市場の活性化に対応して、消費者が安心して購入できる環境を形成する必要があると感じております。

しかし現状としましては、中古住宅に関わる消費者トラブルが多発している状況でございます。その状況を打開するためにも、既存住宅のインスペクションのさらなる普及と併せ

て、実施の義務化を推進するべきだと考えております。建築士による既存住宅状況調査技術者がなかなか活躍する場面が少なく、更新する受講者の数が減少の一途をたどっている状況もあるということもございます。

加えて既存住宅と既存建築物を合わせたストック活用としましては、建築基準法等に関して見識の乏しい者による違法な改築やリフォームが発生しており、これにおいてもトラブルが発展しております。その他にも、小規模な改築やリフォーム等においても建築士が関与する範囲を拡大することによって、消費者トラブルを削減する効果があると考えております。

また、なかなか省エネリフォームといったものが普及していない状況があると感じております。2050年までにカーボンニュートラルの実現のためには、既存住宅及び建築物の省エネ化を強く推進する必要があると考えております。そのためにもストックの省エネ性能の把握のために省エネ診断（調査）を実施し、その調査結果によって省エネ性能が不足した場合は、省エネ改修設計をしていくことが流れとして必要と思っております。

手始めに、ほかの法であります耐震改修促進法のように、公共建築物の耐震診断の促進と補強工事を全国的に展開した大きな流れまで、このような省エネ化といったものが法整備されていけば良いと感じております。

残りの2つのテーマも一つ重要でございますけれども、このシートには無いのですが、防災という話が他の方から大分出てきており、そのお話をしたいと思っております。現在秋田県は、熊による甚大な被害が頻発しております。これはちょっと建築だけでは対処できない状況であります。普段の生活の中では、朝と夜は車での移動を基本的にしながら、施設のエントランスの自動ドアの電源を切って勝手に熊が入ってこられないようにするといった対策をやっております。本当に不自由な生活をしております。

これは建築だけでは何とも解決できる話ではないと思っておりますので、都市計画等でこのエリアは害獣地域に指定するところまで踏み込んでいかないと、ちょっと将来的に安全安心な環境の確保は難しいと思われ、中長期的にこのようなことも検討していったらどうかと感じております。

以上でございます。

**【部会長】** どうもありがとうございました。本日意見書を御提出の委員からの御報告は以上でございます。

続きまして、建築分野の中長期的なあり方の検討に関わるこれまでの建築分科会と合同

会議での御意見及び論点案について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 私のほうから、資料3及び資料4について御説明をさせていただきます。

まず、資料3、4に入る前に、全体の今後のビジョンの検討の進め方としては、今年をめぐりに、ビジョンの検討に必要な論点、考え方につきまして、可能な限り広く皆様からいただいた上で、それを論点集としてある程度整理した上で、次年度に具体的なビジョンの内容を検討する流れで考えております。

このため、まず1月に中間的な取りまとめを行うことにしていますが、その附属資料として、資料4、この後御紹介する論点集を、まずは可能な限り幅広く整理をしていこうと、こういうことを作業しています。その論点集のために、これまでいただきました御意見、これは今御発表いただきました意見書という形でもございますし、それから審議会の中、分科会の中で2回にわたって皆様から御意見いただいたものもあります。こうした御意見をまず整理させていただいた。これが資料3になっています。

資料3を御覧ください。この表題のとおり、いただいた御意見につきまして、4月の分科会でいただいたのをベースにしまして、赤字で10月の分科会でいただいた御意見を追記、それから追加の意見書でいただいた御意見については緑字で追記をするという形で整理をしています。

そしていただいた御意見につきまして、総論とストック活用、担い手の確保・育成、それから質の向上、持続可能な市街地、社会との接続という分野ごとに分類して、簡潔に整理をしています。

中身については、これを全部説明すると私の割り当てられている時間10分では全然足りませんので、いただいた主要なご意見を簡単に御紹介しますと、34ページの総論の中では、上のほうの赤字で、ビジョンの策定の目的は、幸福感の高い社会を実現する。一般消費者も含めた国民全体の幸福感が高まることが重要であるという御意見、建築分野の射程がそもそも広がっているので、社会との接続を考えることが大きなポイントであるといったような御意見をいただいています。

続きまして、36ページにストックの活用のところですがけれども、ストック社会のあり方、一番上のところですがけれども、必要なストックの量、残すべきストックは何かについて、ちゃんと考える必要があるんじゃないかということ。

それから2つ目の性能についてになりますけれども、既存については建てられた前提が違うので、新築と同水準の性能を求めることは見直しが必要ではないかと、こういった御意

見をいただいています。

続きまして、人材育成の関係なので少し飛ばしますけれども、赤字42ページになります。ストック活用に対する専門家の関与というところでは、建築士に代わる既存ストック活用の専門家資格が必要ではないかということ、42ページの一番下になりますけれども、既存建築ストックの活用推進に当たり、手続の緩和と併せ、責任の所在についても検討する必要がある、こういった御意見をいただいています。

それから最後、飛ばしまして、48ページ、持続可能な市街地との関係のところになりますけれども、既成市街地を前提とした制度への転換ということで、既成市街地を前提とした制度を組んでいく必要があるのではないか、転換していく必要があるのではないかとといった御意見もいただいているところです。

本当は皆さんの御意見を全て御紹介したいところですが、簡単に御紹介をさせていただきました。この資料3でいただきました御意見をベースに論点案としてまとめたものが、資料4となっています。資料4をご覧ください。

通し番号51ページから始まりますが、52、53ページにつきましては、以前に第1回目の4月の分科会で御説明したものになりまして、建築関係法令のこれまでの流れであったり、それからビジョンをつくるに至った背景というものを整理しています。こうしたものを念頭に置きつつ、55ページ以降で論点案として整理をさせていただいております。

最終的には、この54ページに書いてございますようなビジョンの枠組みということで3つ、モノ、ヒト、社会という形で整理をしていくのかなと現在の所は考えています。

ただ、最初からこの柱で整理するのは難しいので、まずは55ページ以降の論点案では、もう少しテーマ別に整理をさせていただいております。具体的には、ビジョン、総論の話と、ストック、担い手の話、それから建築性能、市場の話と、それからまちづくりとの接続、この4つのテーマごとに論点集として整理をしています。

まず最初の55ページから始まります総論につきましては、この後の議題で詳細に皆様から御議論いただきたいと思っておりますので、私からの説明からは省かせていただきまして、61ページからストックの論点案というのが出てまいります。ストック、担い手でですね。そのほかのテーマもいずれも同じなんですけれども、論点案の最初のページ、この場合だと62ページに論点を全部整理してございます。

ストックの論点は62ページの左側になりますけれども、ストック活用の意義、そしてその次が社会像ですね、目指すべき社会像、そしてそれに向けた具体的な取組事項という形で

整理をしてございまして、何のためにこれをやるのか、そして最終的にはどういう社会を目指すのか、その上で何をやるのか。こういった形で論点をそれぞれのテーマについて設定しています。

そしてそのそれぞれ論点につきまして、63ページのほうで具体的に御紹介しますが、例えば既存ストック活用の意義のところでありましたら、論点の横に留意点、検討の方向性、そして記載のイメージというふうに整理をしています。

論点は申し上げたとおり、ストックを活用することの意義は何かということに対して、1個飛ばして検討の方向性になりますが、社会全体で能動的にストックを活用していく機運が醸成されるよう、多様な視点で意義を明確化する必要があるという、こういう検討の方向性を記載しております。

その検討するに当たっての留意点として、7つポツが出ていますけれども、社会経済情勢の変化であったり、人口減少であったり、質がある程度できたストックの充足であったりという、検討に当たって考えるべき事項というのを留意点のところに整理しております。

そして一番右端の記載のイメージは、あくまでも現時点にはなりますけれども、ビジョンとして書くとするとういう方向になるのではないかと、むしろこういうことをしっかり整理すべきではないかという内容について書かせていただいております。

社会像も同じように書いてございまして、その次の取組事項になりますと、次の64ページになりますが、論点と留意点と検討の方向性までは一緒ですが、具体的な取組の方向性ということで、ビジョンへの記載というよりも、これはむしろ今後議論を行うための切り口を記載するような項目となっています。

ここも本来的には1個ずつ整理して皆様に御説明をしたいところではあるんですけども、時間の関係でできませんので、ストックと人材育成については今申し上げたとおりですし、70ページ、71ページは建築性能と市場環境ということで、こちらのほうも論点としては、例えば性能に関しては、建築物が社会に果たすべき役割は何か、そして社会が求める性能は何か、そのための政策体系はどうあるべきか、さらに地球環境問題に対してどうかと。

市場環境についても、市場環境の整備の意義は何か、建築業界に求められている市場環境とは何か、あとは新技術・新材料とかの研究開発をどのように誘導していくべきかといったようなことを論点として上げさせていただいて、これをベースに一個一個、留意点、検討の方向性と記載のイメージないし、具体的な取組の方向性という形で整理をしています。こちらのほうも全ていただいた、今、資料3で整理をさせていただいた御意見をここに反映した

形で、整理させていただいております。

皆様にはまず資料3について、いただいた御意見がちゃんと入っているか、過不足がないかということをお確認いただくとともに、資料4につきまして、全般的にいただいた御意見がちゃんとあったところに入っているかということも含めて御議論いただければと思います。

以上になります。ありがとうございました。

**【部会長】**　ありがとうございました。大変多岐にわたる項目でありますので、すつとなかなか全部がうまく整理されて頭に入るかというのは、難しいところはあるかもしれませんが、今ありました事務局からの説明を踏まえて、そしてこれまでの委員の発表等を踏まえ、意見交換の時間に移りたいと思います。

この時間では、10月の合同会議で御発表のあった関連会議での検討状況ですとか、委員からの意見状況を踏まえ、これから議論を行っていくべき各論点について、今し方事務局から御説明がありましたように、まず資料3で発表の、皆さんが意見を述べられたものがちゃんと過不足なくといえますか、入っているかどうか、漏れがないかということ、それから資料4を御覧いただいて、これまでの発表の内容が、この表の中の例えば留意点といったようなところ、あるいはその御意見が正しい場所にちゃんと入っているかどうかといったようなことを含めて、御確認をいただくということかと思えます。

総論の話は後でやるというのでよろしいんですね。ですので、論点案のストック、担い手の辺りから、資料4については今の時間では御議論いただければよろしいかと思えます。総論については、この後の議論の2というところで議論を進めていただくということでございます。それから各論については年内の議論には含まれていませんということでございますので、今申し上げたようなところを中心に御議論いただければということかと思えます。

大体30分ぐらい時間を取ってございます。よろしく御議論のほど、お願いいたします。と言われても、なかなか広い話なので、なかなか難しいかもしれませんが、御意見ございますでしょうか。特に御自身に御関係の強いところをよく見ていただくということでもよろしいかと思えますけれど。

それでは、ウェブ御参加の〇〇専門委員から御意見頂戴できますでしょうか。

**【〇〇専門委員】**　御発表ありがとうございました。皆さんの手が挙がらないので、今のうちと思って感想を言わせていただきます。よろしいでしょうか。

【部会長】       どうぞ。

【〇〇専門委員】     私の専門は構造で、ふだん文化財や木造住宅や長屋の耐震改修を手がけています。そういう立場から発言させていただきます。

世の中の建築は自然の流れに乗って、陳腐化、あるいは老朽化して、最後には消滅していくものです。その中の一部のものが何らかの理由で改修されて延命します。それがストック活用と考えますが、それらは新築では提供できない多様な建築体験を生み出す魅力があるものの、ほとんどのものは新築の性能にはかないません。そこでストックは監視、管理の対象であって、その多くは秩序立ったプロセスの下で計画的除却に導くものであるという、そういう視点も必要だと考えます。〇〇委員がガイドラインという言葉を出されましたけれども、それにも通じるのかもしれませんが。

今日の御発表の中では、〇〇委員の13ページの地域工務店の役割だとか、既存住宅ストック対策というところが、私の実感と合致していました。改修工事は新築の技能、技術だけでは実現できないとか、プロの判断ができる技能者が足りないというのは、構造設計の仕事でも同じです。増改築を重ねた木造は、その場しのぎで改造されているものが多いです。例えば今手がけているのは木造建築なんですけれども、伝統工法であっても外壁の一部がコンクリートブロックになったり、柱を撤去したところは鉄骨のはりになっていました。

耐震補強にはとても応用力が求められます。ですから改修には、先ほどから設計士の関与が必要と言われますけれども、構造技術者の関与という言葉も加えていただきたいと思います。ところがその応用が利く技術者が足りないんです。優秀な人は設計料が少ないまち場の改修には関与してくれないので、そこが問題です。

でもストック活用というのは、もう既に始まっています。構造技術者が不在で危ない工事も行われているのが実際のところですね。木造の法改正は2000年ですね。だから当時に建ったものは今、築25年です。2000年以前のもものが活用されるのはここ数十年と考えると、今は理想的なストックの活用までの過渡期で、この2000年以前のもを何とか活用しながら危ない工事を食い止めるという、そういう方法を考えないといけないと思います。

第48回の合同会議で〇〇臨時委員が、建築学会の仕様書は新築だけなので、建築保全標準という改修工事の仕様書をつくったとおっしゃったので、検索したんですけども、木造には対応していませんでした。

私からは木造の構造に関する改修マニュアルの策定を提案させていただきました。本日の参考資料2-5です。木造のストックを2000年以前、以降の2つに分けて、構造設

計者が仮に不在でも耐震性能を向上させる方法が必要だと考えました。ストックを大きな静止したボリュームで捉えるのではなくて、築年代ごとのまとまりがそれぞれにおいて老いていくという、そういうイメージで捉えると考えやすいと思って提案させていただきました。御一読いただきたいと思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。今のご発言に対して何か事務局からコメントございますか？

【事務局】 基本的に、今日は皆様から御意見をいただいて、ということにしたいと思っております。

【部会長】 分かりました。

では、〇〇委員。

【〇〇専門委員】 〇〇です。前回会議は少し授業の都合がございまして出席できませんでしたので、そこで言いたかったといいますか、言い残したことを少し御発言させていただきたいのですけれども、私の意見というものは、ちょっと今までストック活用の話が多く出ていたのですけれども、むしろ、これから造る建物に関してどう考えたらいいのかというところに、少し焦点を当てたお話ができればというふうに思っております。

論点案としては、恐らく建築性能ですとか、そういうところに関わると思うんですけれども、ちょっと大きな話をしますと、例えばバリアフリー法というのはできて20年ぐらいたっておりますけれども、面積と用途によって基準が定められているということになります。そこでは不特定多数、あるいは特に高齢者、障害者等が使用するものにおいて、面積が2,000平米以上のものについては義務基準を設けると。それ以下のものについては努力義務というものなんですけれども、このビジョンで果たして今後50年間、あるいは25年間やっていっていいのかなということを若干感じております。

と申しますのは、それはあくまで利用者の側のニーズによるものではなくて、建築が使われるであろうという想定に基づいて、規制側がといいますか、あるいは造る側が、その建物を使える人というものを制限しているというふうにも考えられるからです。今後の2050年、あるいはそれ以降の社会を考える上では、この考え方というのは、社会の包摂性、あるいは多様性を担保するためには、少し物足りないのではないかなというふうに思っております。

具体的にどうすればいいかというところまではまだ、特にはっきりと言い切れる意見があるわけではないのですけれども、やはり全体として誰もが社会に参加できる環境がつけられるという前提で、この用途規制であり、あるいは面積規定というものを考え直さなければいけないのではないかとこのように考えております。

それは例えばストック活用という面から見ても、震災避難時に使える建物が、ある種の人々、身体、あるいは精神に障害のある人を中心にですけれども、今存在しないというような状況が現実には起こっているわけです。そのような状況を生み出さないためにも、あるいは平時の安心性を保つためにも、その辺りの考え方というのを一度整理して、議論しておいたほうがいいのではないかなというふうに思いました。

ちょっと抽象的な議論で恐縮ですけれども、以上になります。

**【部会長】** ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ウェブで御参加の〇〇委員、御発言お願いできますでしょうか。

**【〇〇専門委員】** 〇〇です。すみません、ちょっと今日所用でオンラインで参加をさせていただいております。今日の御意見とか、これまでの御意見を御紹介いただきまして、大変勉強になりました。3点だけちょっと簡単にコメントをさせていただきたいと思っております。

1つは、中長期的なあり方ということですので、例えば今後この建築行政の法令を改正していくときに、行動サイクル的な定期的な改正と、それに伴って既存不適格をどうするかというものの整理と一緒に、そういったことを考えていって、より柔軟に新しく知見等を法規制等に採用できるような方向性を探すというものもあるかなと思っております。

それともう一点は、DX等というものが既にもう上がっておりますので、コメントということになります。国土交通省だけではなく、国全体として今のデジタル化というものが進められていて、社会の仕組みを、デジタル化を基本とする仕組みに変えようと思うと、この国土交通省が、特に住宅系のデータをいかにデジタル化して、それを流通させていくかということが、建築行政だけではなくて社会の根幹になりますので、ぜひその点、建物関係のデジタル化というものをより重点的に進めていくというところを、もし強調できるなら強調していただければと思います。

あと最後にストック活用のところですが、中長期的、今後の将来を考えますと、今までのような耐震性能ですとか環境性能等を、別々に評価していることで対応できるものというのは、大分もう終わってきているんじゃないかという気がしますので、そういったものを総合的に評価する、総合評価の仕組みなんていうものを、今後は模索していくべきではないか

というふうに考えましたので、参考意見として申し上げさせていただきました。

私のほうからは以上になります。ありがとうございます。

【部会長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員からお願いします。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。このタイミングでいいのかどうか分からないんですが、私は集団規定に係る基準検討委員会を担当させていただいておりまして、その分野で少し述べさせていただきたいと思います。

何度か同じことを申しておりますが、集団規定はその建築のグループ群として、ある目標像を目指しているということなのですが、審査手続については敷地単位での法適合性をチェックする体系になっているんですけども、近年、社会経済、新しいニーズに対応して、できるだけ審査手続を柔軟に対応できるようにする、その柔軟性を上げるようないろいろな特例許可の方法はたくさん出てきていて、その方法としてはいいんですけども、最終的には新しい方法をできるだけ増やしていくというだけではなくて、その結果として、じゃ、最終的に市街地ストックの全体の目標像が、いつまでに、どの水準に向かっているのかということも確認なくちゃいけないのかなと思いました。

2点申し上げたいんですけど、1つは、特定の自治体でまだ議論中ですけども、地区計画等を使ってなんですけど、市街地で言うと、よく我々の分野では皮とあんこという言い方をしますが、ある程度幹線道路に囲まれた街区があって、幹線道路沿いに面している敷地は皮と言って、その内側のところをあんこ言うんですけど、皮のところというのは幹線道路に面していますので、それなりの敷地規模があればそれなりの建築は建つんですが、その幹線道路に囲まれた中側のところというのはまだ密集していて、敷地、道路が狭隘、狭小のままという場合がかなりあると言われていています。

そこでそのあんこの部分について、どの程度建築交渉に誘導するかとか、住環境水準をもう少し改善できるかという問題があるんですけど、今は幹線道路沿いで建築において、例えば総合設計で容積率ボーナスを出した場合、幹線道路沿いの建築のプロジェクトの敷地内で公開空地とか、そのプロジェクトの中での公共貢献を求めんですけど、現在は街区全体の内側で、敷地のプロジェクトが少し離れた、あんこの部分に対して、その環境改善をするということはある種の公共性として評価することで、外周道路沿いのプロジェクトにボーナスを与えるという方法が、ある自治体では既に検討されて、実現されようとしているんです。ですからプロジェクト単位、敷地単位だけではなくて、面的な環境性能を捉える中で、

エリアとしてその課題を解いていくという方法が、方法論としては、これからまだ展開可能性があるのかなと思います。

それからもう一つは、そもそもこの集団規定として、最小限何を目標としているか、もう国として、全国一律の最低基準というものをどこまで考えるかということなんですけれども、資料で出てきて全く新しい話題ではないんですが、いわゆる密集市街地の状況があって、そういうところは狭小敷地があって、狭隘道路があって、狭隘道路と言われているのは一般的に、法42条2項に規定する、基準法が施行された時点で既にそこにあった道については、幅員が4メートルに達しなくても法令上の道路としてみなして、そこで法適合性のある接道はできるんですが、しかしその4メートル未満の道路の境界線がいまだに確定しないとか、拡幅されてちゃんと4メートルに達しないとか、そういう問題があるとか、あるいは最近はその43条の接道の特例許可を適用しないと、42条の道路に規定する道路とは認められない、単なる道のような、通路にしか接道できないような場所があって、そこである程度の水準を認めて、43条の特例許可で対応しなきゃいけない、そういう敷地があって、要するにいわゆる密集市街地で防災安全上危ないなというところは、密集市街地の改善の補助事業だけでは解決しなくて、実際はこの狭隘道路の取扱いとか、接道特例許可の取扱いで建物が更新されることによって、環境性能がいろいろ何とか現実的にアップデートされているんですけども、そういう、まだ問題を抱えている市街地ストックが、いつ頃までに一体改善されるんだろうかと。

あと25年したら2050年になって、2050年の時点でそういったものは果たして解消されているんだろうか。ちょうど基準法が施行されてから100年になるわけですけども、その100年たった先で、全体としてその市街地ストックとして、どういう水準まで、少なくとも最低限到達していただきたいのかという、そういう意味での目標像というのをこのビジョンでどう考えていくかと。

そうすると、新しくツールの開発をするというだけではなくて、実際に結果としてそのストックの最低限のクオリティーがいつまでに、どこまでに、いつ頃の時期までに、どの程度の水準までに達しているのが、本来社会的に望まれているのかというあたりについても、もう一回。特にこれは防災安全性、最低水準ということがありますので。

しかもこの場合、建築投資がちゃんと起きる場所、起きない場所、問題が起きている場所というのは全国均一平均的ではなくて、駄目なものは駄目なところに、特定の場所に局所的に集中している可能性が多いということがあるので、特定の問題地域について、もう少し面

的に課題を解決するアプローチというのを考える可能性もあるかなと。そうしないと、基準法が施行されて100年たっても、まだそういったものがストックとして残ってしまうんじゃないかということが、恐らく現場では懸念されていることではないかなと思いましたので、申し述べさせていただきます。

以上です。

【部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ウェブで御参加の〇〇委員、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、71ページ、建築物の性能についての項目が並んでいたかと思いますが、けれども、建築物の質の向上を考えると、性能の向上イコールということになるかと思うんですが、その場合の性能というのは、基本的には耐震性であったり、省エネであったりというものが中心になるかと思うんですけれども、中長期的な先々のことをにらみながら、あるべき日本はどのようなものなのか、特に建築分野においてというふうに考えますと、そこにできれば、難しいんですが、美しいデザインとか、建築意匠の向上というものが求められているのではないかなと強く感じております。

ちなみに中長期を建築分野で目指すということになれば、その美しい建築物により美しい日本を創造していくというのが、建築分野が目指す一つの方向性でもあるかなと思っております。

そのデザインにこだわりますのは、例えば身近なところでは大阪の万博ですけれども、開催前は結構疑問視もされていたところが、蓋を開ければ非常に好評で、運営費用は大幅な黒字化だというふうに聞いています。行った方々に聞いてみますと、パビリオンの中の展示物を見ることもさることながら、大屋根ですとか、各国のパビリオンの美しいデザイン、あの万博の空間の中にいること自体がとても楽しかったという意見を多く聞きました。

さらには身近なところでいくと、最近の開発で言えば麻布台ヒルズ、あそこは特徴的なファザードと植栽計画が、全体の敷地を、一貫性を持ってデザインされておまして、買物に来るお客さんは多くないですけれども、公園みたいなところにみんなで集まってくつろぐことというのは、結構外国人も含めて散見されます。デザインの持つ力で人を引っ張ってきているなというふうに思っています。

そういうことからすると、ぜひ建築物の向上といいますか、性能の中に、デザインの向上ですとか建築意匠の向上というものを、数値化は難しいので抽象的なんですけれども、そう

いう視点も含めていただければと思います。

そういうことを通して、建築に関わる関係者が生き生きと生きていける社会とか、建築士や大工さんの不足というの、幾分、自分たちが美しい日本をつくっているんだ、美しい日本をつくる仕事をしているんだと、そういうプライドといいますか、誇りがあれば、そういう仕事をしてみようかなという人たちも増えてくるのではないかなと。そのためにも、デザインみたいな、カッコいいな、こういうカッコいい仕事をしたいなと思わせるような視点というの、1つ中長期的には必要ではないかなと思っております。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【部会長】** ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員、お願いします。

**【〇〇臨時委員】** すみません、〇〇です。発言させていただきます。

性能のところと担い手のところと両方関わるんですけども、ストック、既存の調査と評価というのを、統一的な技術基準を持って、職能として確立するということが必要なんではないかと思っております。そこでようやくその職能としての確立があつてこそ、責任が発生しますし、それに伴ってきちんとした報酬が取れるというふうになってくると思います。

現状、耐震診断とかインスペクションという制度はありますけれども、少なくともインスペクションについては、かなり住宅の場合、目視の確認というところにとどまっていて、およそ安心・安全な中古というところには、かなり届かないところがあるのではないかと思いますし、耐震診断についても、やはり工事をするほうでブラックボックスをつくっているようなところも、ないとは言えないと思いますので、今回いろんな新築の高騰に伴って、ストックに新たな価値が出てきているという、その新たな価値の部分を、そういった新たな職能に対するきちんとした金銭的な押さえをすることによって、ようやく中古の安心とか、あとは資産的な評価ということが可能になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

**【〇〇専門委員】** すみません。〇〇です。

ちょっと私が資料を読みとれていないのかもしれませんが、私が申し上げた意見書の中で、できれば地域のことは、できるだけ地域の専門家が考えるような仕組みを考えていただきたいと申し上げましたが、それが今、この意見書のまとめ方だと、担い手のところやま

ちづくりのところに入るのか、さらに性能のところにも入るかなどまたがってきそうなのですが、どのようにまとめられるかが分からなかったので、見落としていたら申し訳ないですが、できれば教えていただきたいです。

地域の見守りみたいな話をされていたと思いますが、地域の状況を分かった上で、ふさわしい建築を、まちにも配慮して造っていくべきだと思っているので、論点の中にぜひどこか入れていただきたく、論点がぶつ切りになってしまうと、あちこちに、またがる課題というのは表現がしにくくなるので、入れる工夫をしていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

**【事務局】** 御質問いただいた部分、皆様からいただいた意見書のものについては、まだ十分にこの論点案、資料4のほうには反映し切れていない部分もございますので、これから検討させていただきたいと思います。

特に皆様から、かなり実効性のある具体的な御意見をたくさんいただいているところでございますけれども、そういった部分については、我々の今の見込みですと、特に各論点中の具体的な取組の方向性のところに入って来る項目が多くあるかなというふうに考えております。今のこの資料の整理上ですと、スペースにも限りがありますので、全てを反映し切れていない、物理的な制約の中で、十分な反映ができていないところでございます。けれども、いただいた御意見に対する考え方みたいなところは、また次回以降に整理させていただいた上で、きちんと次年度以降の各論の議論の部分では適切に取り扱っていきたいと考えております。

以上でございます。

**【部会長】** ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それじゃ、〇〇委員。

**【〇〇臨時委員】** ありがとうございます。〇〇でございます。総論は、主にはこの後でというお話だったのですけれども、総論的な観点から1点と、各論的な観点から1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

我が国が人口減少局面であるということと、それから環境負荷の観点を考えますと、やはり持続できる適正な規模にしていくということが非常に大事なのではないかと思います。例えば59ページなどで既存建物ストックを活用していきましょうとか、既成市街地を前提として活用していきましょうというように、既に方向性は論点として表れていると思うのですが、規模の維持、さらにはダウンサイジングというか、そういった方針について

で計画的に考えていくという視点は必要ないだろうかと思いました。

もちろん今あるものを見捨てるとか切り捨てるというようなことではないのですが、2050年を見据えたビジョンということだとすると、適正な規模にしていくという視点こそ、長期的に計画的に議論が必要なのではないかなと思いましたので、その点がまず1点です。

それと2点目ですけれども、今後の建築基準制度というものがどうあるべきかと考えたときに、やはり専門家だけではなく、所有者など、ひろく国民皆にとって見通しが立てられる、例えば1つのプロジェクトについて、どれぐらいのスケジュール、どれぐらいの費用をかければ実現可能かといったことが、プロジェクトの入り口のところで見通しが立つようにしておく必要があると思います。大小問わず見通しが不透明なプロジェクトへの投資というのは進まないで、変化の激しいこの先のあるべき基準、制度として、まずはやってみないとその先は読めませんとか、行政に確認しないと先には進めないかもしれせんとかというようなものでは、なかなか難しいと思います。

以上です。ありがとうございます。

**【部会長】** ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。大体よろしいですか。

では、大体この辺で第1部のところは閉じさせていただくとしまして、あと時間が残りましたら、また前に戻ってというふうにしたいと思います。

それでは、今日2つ目の議事でございます。建築分野の中長期的なビジョンの枠組みについてということとして、ここについては、建築分野の中長期的なビジョンの具体的な検討に向けた議論を進めていきたいということでございます。先ほど御説明いただいた論点案のうち、主に総論に関する部分について、今日と、それから次回にわたって議論を重ねていきたいという予定でございます。

それでは、まず中長期的なあり方の検討に関わる論点、総論の部分について、事務局から御説明をお願いいたします。

**【事務局】** です。資料は、先ほど事務局が説明した束の中の55ページの部分からですが、めくっていくと分かりにくいので、A3の1枚で別途御用意しています。ページ番号、赤字で言うと、82と書いてあろうかと思います。

まず各論のところ、既にいただいた意見の漏れがないかどうかというのを見ていただいたのですが、まだ十分に反映し切れていない部分、ここは足りないよとか、ちょっと書き

方が違っているよというのは、随時御指摘をいただければと思います。その上で、今回総論を全部見ていくこと、それから次回も総論をお願いしたいと思っていまして、年内でまず総論を固めて、年明けの中間取りまとめの中で、総論部分は大体議論が一通り終わっているところを目指したいと思っております。

ここの総論の部分は先ほどの資料の中でいくと、赤字の56ページのところに7つほど柱立てがあるのですが、1つは目的、それからいつ頃を目指すか、どのような社会像にするか、それから社会の変化は何か、それから具体は何かという、5つをまずまとめて議論していただくのいいかなと。その後、例えばPDCAをどうするかとか、効果をどう検証するかというのは、その先になると思っておりますので、5つの部分、全体を、先ほど御意見があったとおりに、これはこちらの枠にあったほうがいいのではないかとかという部分もあろうかと思いましたので、82ページの1枚にまとめております。

左側を見ていただきますと、論点とありまして、5つ立っています。目的、それから社会像、それから、どの程度先の社会を見据えるか、それから社会の変化は何か、それから、この1から4までは比較的ワンパッケージなのですけれど、5番目になってくると、どのような取組を求められるかということで、かなり具体的になってきますので、一番右側の列、記載のイメージのところ、先ほど事務局からも御紹介しましたとおりに、各委員の意見はここにどう書いていくのかという部分が非常に多かろうと思っておりますけれども、その手前として、まず留意点、その5つの今の論点の中で、こういうところにまず留意した上で整理をしていく必要があるだろうと。その上で検討の方向性としてこんなものがあるだろうということを書いていきます。

例えばビジョンの目的のところ、ここも議論をしていただくと時間がかかるのかもしれないのですけれども、留意点としては、住宅局長からも分科会で申し上げているのですが、関係者が非常に多いと。当然建築分野だけじゃなくて、もう少しスコープを広げるべきじゃないかという御意見もいただきましたけれども、国民の見方、それから事業をしている方々、それから行政の立場、いろんなことがあります。当然学会もありますし、研究者もありますし、いろんな立場があろうかと思っております。そういった関係者ごとのまず目線を一つ一つ丁寧に考えていくと。

その上で、ちゃんと役割を考えていく。当然縦割りでやるわけじゃなくて、連携をしながらということなんですけど、全体像を理解しながら、あとは役割、そういう研究者、あるいは人材育成する、投資をする。それぞれの得意分野がありますので、そこをどうやって整理

をするか。

それから今まで、建築基準法は市街地建築物法から数えても100年を超えていますけれども、基礎的な技術、いろいろなものを積み上げてきていますので、これの継続と、それがストックに反映されているわけですが、それを次の新技術の中でどう生かしていくか、あるいは出てきたもの、DXも含めてどういったことをするか。

そういったことに留意することが必要だろうという中で、検討の方向性としては、よりよい社会資本としての建築物・市街地を構築するための建築分野の方向性を示す。投資予見性であるとか、技術開発の方向性、人材確保・育成の計画性に必要な道筋をつける。そういったことを検討の方向性として書いた上で、それを具体的に書き下していくというのが、最終的に目指したいところとっております。

これを、今は1番のところを右側に説明いたしましたけれども、縦の方向で見ていただきますと、じゃ、社会像はどうかと。社会像のところも、これはいろんなところがあったと思います。先ほど災害のお話もございましたし、まちづくりとの接続といった社会との関係性をどう整理するか、建築単体じゃなくて面で広がった部分をどうやって考えるか、ストックをどう整理するか。

そういったようなことも留意点の中にあつた上で、ふだん、それから先ほど夢を持てるのか、それからデザインの話も実は後ろのほうの細かいところには記述はされているんですけども、そういったことを意識しながら、じゃ、どんな社会像にするのか、そのときに社会資本としての建築市街地の在り方、建築の公共性みたいなものの再定義が要るのかどうか、そういったことも考えながら御意見をいただきたいと思っています。

それから、理想的な将来像のイメージというのも、これもなかなかそれぞれのバックグラウンドが違う中で、どこまで統一できるか、共有できるかというところは非常に重要でして、当然ここで、分科会、部会で議論いただいているわけですが、もっともっといろんな場面で議論していただいて、その意見を反映したいと。

12月まで意見箱を設けているわけですが、なかなか集まっていないという状況もございまして、やはりいろんなところから御意見を、当然代表の立場で皆さんからいただいているのですが、もっともっと集約する努力をしないといけない。その中でそこを書いていくとしたら、記載のイメージはそこに書いてある5つの項目ですが、これに限られた話ではなくて、もっともっとここを充実させていく、それが最後だと思っています。

それから、どの程度先を見据えるかという話もございました。住生活のほうは、2050

年の住生活の姿を見据えて10年間ということ、今議論しているわけですが、建築物について、前回たしか本橋先生からもありましたけど、結構物理的には長くもちますよと。木造のところについて評価が足りていませんという御意見もさっきありましたけれども、物理的に長くもつということと、それから社会的な対応性みたいなことも含めて、社会像とそれから期限、それをどこにするかということも大事なことかと思っております。なので、このところは実は記載のイメージはなかなか書き切れないというので、書き切れていない状況になっています。

それから考慮すべき社会の変化。これは、実は統計的に分かっていること、分析できていること、例えば人口が減るとするのは統計的に予測されているんですけど、じゃ、デジタルがどのぐらいのスピードで、どのぐらい変化していくのかというのは、これはなかなか読み切れないところもあります。

そういったものの不確実性と確実に予想されるものを意識しながら、社会の変化で、こういうことが起こったら、こういうことをするのでしょうかということを留意点の中に書いているんですけども、例えば留意点の3つ目のポツ、基準や制度の前提条件が大きく変わるものは何があるのですかと。先ほど何人かの委員からもございましたけれども、今あるものをどう捉えるかみたいな話と、それからもうちょっと将来のことを考えてどうするかということ、この中で議論していただきたいと思っています。

例えば気候変動の話もありましたし、それから人口動態の中でも、単に住み手となる場合と担い手になる場合と、あるいは投資をする場合と、いろんな立場で増えている、減っている、あるいは増やしていかなきゃいけない、そういったものを、それぞれ御意見をいただければなと思っております。そういったことを、担い手不足に対応した役割分担、品質の確保方策とか、あるいは個人だけではなくて、集団であるとか組織であるとか、そういった対応でカバーしていくとか、いろんなやり方があると思います。ここにデジタルツールを使うというのもあると思います。

こういった話を1から4の中で、大きな総論部分として御議論いただく。この中で、当然先ほどの55ページ以降のところのものをここに持ってきているわけですが、全体をまず眺めていただいて、この部分が手薄だとか、この部分をもっと足したほうがいいとかという部分をいただければありがたいと思います。

5番目のところは、さらにそれを具体化するにはどうかという話なので、1から4のところの部分が大体出来上がってくると、5番のところというのはだいぶブレイクダウンして、

具体論に入れやすいかなと思っております。なので5番のところは、記載のイメージが実はいろいろいっぱい書かれていて、いろんなものを列挙しやすいということでございまして、むしろなかなか議論しにくいところを御意見いただけると、我々としてはありがたいと思っております。

それから、資料5-2と5-3、さっきの束の資料の一番最後のページでございましてけれども、5-2のほうのところは、実はこれを体系的に、あるいは視覚的に示すどうかということでございまして、実はここのモノとヒトと社会ということで、緑と青とオレンジでくくっていますが、これは先ほどのA3の資料の5番の検討の方向性のところ、説明を少し飛ばしたところなんですけど、5番の検討の方向性のところに、以下の視点ごとの取組事項を整理してはどうかというふうに書いております。これを事前の懇談会の中でも議論していただいたので、その組立てをしてしております。こういう形で整理をしていきたいと思っております。

スケジュールについても最後補足いたしますと、12月にもう一回、この総論の部分を御議論いただいた上で、1月に総論の部分と、それから各論のところは既にいただいている意見を入れた形にして、各論については中間取りまとめが終わった後に、またそれぞれ深掘りをしていきたいと思っておりますので、まずは年明けのタイミングぐらいまでに、大きいところについて御意見の反映をしていきたい、漏れがないようにまとめていきたい、そのように思っております。

私のほうから説明は以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

それでは意見交換の時間に移りたいと思うんですけども、縦方向について、何か項目として抜けているところはないかだとか、あるいは多分2掛ける2で、2次元でいきなり考えると、何か訳分りにくくなるので、多分縦方向で見ていただいたり、あるいは横方向で見ていただいて、何か抜けがないかといったような形でお考えいただくのがいいかなというふうに思っております。

審議の時間としては30分ほど時間を取っているということでございまして、御意見のある方から、ここが抜けているよとか、この辺もう少し手厚く情報があったほうがいいんじゃないかだとか、方向性が議論されるほうがいいんじゃないかといったようなことがあれば、適宜御発言をいただければというふうに思っております。

全ての方から全部網羅的に御意見をいただくのは、多分難しかろうというふうに思いま

すので、この後、次回の審議においても議論いたしますけれども、もし途中で気がついたようなことがあって、インプットしておきたいというようなことがあれば、これはもちろん事務局のほうに前もって御連絡いただくといったようなことでも結構かと思えます。というようなことですが、この会場の方、あるいはウェブ参加の方で、何か御意見、御発言ございますでしょうか。

じゃ、〇〇委員。

【部会長代理】 A3の1枚のシートにまとめていただいて、大変よく分かるようになったと思います。私自身は国土交通省の設置法を見ると、第3条に任務というのがあって、「国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備」とあって、その後、交通ですとか、観光とか、外局の気象と海上保安と書いてあるんですけど、その中の開発型からやっぱり保全をどうするかとか、整備というときに、ストックみたいな形が非常に重要になってきているんだなというふうに思いました。

〇〇先生が出されている大転換の新築からストック活用、少子高齢化で生産年齢人口が減る、あるいは技術が二極化すると。これそのものは令和7年の国土交通白書には結構書かれていて、バスの運転士さんとか、ほかのサービスでも同じような現象があるので、国土交通省にかなり共通した考え方ではないかなと思います。

この白書の中の一部に、望ましい将来の展望というところがあって、私はこれこそが、豊かな住生活だったり、幸福になるような住生活じゃないかなとは思っているんですけど、白書の中は実は、意外と住宅に関わる場所は優先順位が低いアンケートとかになっています。もう少し、これだけ困っていることがあって、先ほどの赤の52ページに今後のビジョンも出ているので、白書の中から少し統計資料を拾われて、住生活とか我々の建築分野に関わるようなところに、もう少し打ち込めるようなものにされたほうが良いのではないかな。国民から見ると、宅配便が来ないとか、水道が何かうまくいかないとか、そういうのがやっぱりサービスの優先順位になっているのです。改修ができないとかは4番目か5番目ぐらいの項目なんです。

なのでもう少し問題があるよということをきちんとそういう体系の中でおっしゃると、よく分かるかなというふうに思いました。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。日頃の生活のほうがやっぱり気になるんですかね。

【部会長代理】 まだ現状ではあまり困っていないんじゃないかと思えます。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇です。この中長期的なあり方は、私も分科会でいろいろと議論している中で、非常に広範囲にわたるのでまとめるのもなかなか難しいものを、いろいろとまとめていただいてありがとうございます。

これの具体的なこの中でのどれとか、何が足りないというよりは、全般的なちょっと印象の話になってしまうのですけれども、何か世の中の空気感みたいなものが、少子高齢化、物価高騰とかいろんなものがあって、人が少なくなっているというのも結局、建設業界は特に以前3Kと言われていたり、あまり就きたくない職業というイメージで、どんどん人が少なくなっています。

ただ、今逆にそこにもものづくりの魅力みたいなものが、地域のいろんな小さなところで起り始めている。そこにやっぱり可能性があって、そういう人たちをいかに育てていくのかとか、いろんなところで規制しているものを少しずつ外していくことで何かを可能にしていくといったことの、大きな議論、流れというものが、こういうところから少しずつ生まれ出ていくのかなというふうにも思っております。

また、いわゆる箱物行政と言われるような、ちょっと政治的な話になりますけれども、コンクリートから人へみたいなことで、地方のいろんな公共建築含めて、あまりいいことじゃない、箱モノは悪いことだとか、一般的な方々とかは、いわゆる庶民の敵だ、みたいな話、談合だったり、中抜きだったりとかが、社会の中で、特に今、SNSで一気にいろんな空気感に持っていかれてしまう怖さがあると。

先ほど万博の話もありましたけれども、すごい批判にさらされるということと、それが表裏一体に、どうしても建築、それも公共建築みたいなものが批判にさらされている中で、どういう情報を発信していくのか、もっと建築や建設業には魅力があることをどう伝えていくのか。

先ほど、デザインなどの魅力をもっと入れていったほうがというお話もありましたけれども、そういう世の中の人々の空気感とか価値観とか、そういうものにもものすごく左右されることで、子供たちの将来に対しての夢みたいなものが、今形づくられていっているというようなことを、かなりお堅い言葉というよりは、一般的なそれこそ子供や教育とかまで、もう少し持っていけないといけないような危機感を、ちょっと感じているところもありますし、建築とか土木とか公共というものを、もうちょっと本当に普通の人たちに分かりやすく、

どう情報を発信していけばいいのかというところが、今実際に学生と接していたりとか、実際に現場で設計の活動とかをしていると、そこのギャップを感じて、つらいなと思うこともあったりするので、こういうことからいかにここで行われているような議論を、もっと分かりやすく、一般の人たちに対して発信していくのかというところが最終的には重要なのかなと感じています。感想のようなことになってしまっただけで申し訳ないんですけども。

以上になります。

【部会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【事務局】 今の〇〇委員の御指摘は、例えば、今見ていただいている82ページのA3の中で言うと、2番の社会像のまさに一番最初の「わかりやすく、心をつかむ展望」というところに、やるべきことは書いてあるんですけど、その具体的なこととして、情報発信というのを記載のイメージとかそういうところに書いてほしいと、そういうことなのかなと受け取りました。

【〇〇委員】 そうですね。やっぱりどうしても何かいろんなことが、とても普通の人にとっては取っつきにくいとか、割とそういうことを、こういう会議の中では当然今までみたいな議論は重要なんですけど、それを別のバージョンみたいなものでいかに情報発信していくのかというところでしょうか。一般の方々が、あっ、こういうところを見ればこんなことが分かるんだとか、今こんなことが議論されていて、こういう可能性があるならちょっとチャレンジしてみようかなといった、リーチすべき一般の人たちにいかに分かりやすく伝わるのかというところまで、もはや考えていかないと駄目なんではないかなというふう感じた次第です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。では〇〇委員。

【〇〇臨時委員】 ありがとうございます。防災をやっている立場からすると、この中長期的なビジョンはどの程度先かのところで、25年後ぐらいが中長期的なスパン、さらに今後10年程度のビジョンを検討と書いてあるのが、すごくその25年とか10年というのに違和感を感じるんです。もっと非常にサイクルが長いんです。じゃ、100年、200年かという、何年が適切かは分からないんですけども、頻発するゲリラ豪雨みたいなものもあります、地震とか火山とか津波とか、あるいは一級河川が外水被害を起こすぐらいの降雨が起こる確率なんていうのは、もっとやっぱり長いと思います。

そうすると、例えばここで建築単体じゃなくて、やっぱり立地とか水位の関係性とか、そういう自然のサイクル、環境を考慮した建築の在り方を考えたときに、ちょっとここで言う2050年とか10年程度先とは別の枠があって、この年数で、確かに確実に取組の方向性を明示でき、具体的に取り組んで成果が上がるものと、もっとも時間がかかる、例えばさっき申し上げました土砂災害防止法とか、個人の財産を規制する、あるいはそういうものに触れるようなものを法律、制度化するというのは、物すごく長い年月をかけないと実現しないものですから、やっぱりそこら辺少し毛色の違うものもこの中には入っていて、ちょっと色分けをして考えていく、あるいは書き分けていくようなことも必要かなというふうに感じました。

以上です。

**【部会長】** どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

**【〇〇専門委員】** 〇〇です。論点1の留意点のところ、地域というところを入れてほしいと感じました。この地域の範囲についても、地方というある程度の広範囲のものと、都道府県単位や、同じ県内でもエリアごとという感じのイメージです。国民目線も地域ごとにかなり差が大きい中で、ビジョンの方向性が規模感ごとに対応できるような柔軟性も担保できるよう留意点に入れたらどうかと感じました。

もう一点、4番目のところです。より進んでいく国際化の流れの中で日本に来る方向けの目線を留意しなければ追いつかない部分があると感じました。

以上です。

**【部会長】** ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

**【〇〇臨時委員】** すみません、〇〇です。皆さんが夢のある話をしているところで暗い話をするのは大変恐縮なんですけど、今土木の分野は、老朽化するインフラの話が非常に問題になっていて、国民的な危機意識を共有しなきゃいけないという議論になっていると思います。建物については私有財産なので、直接インフラとは比較できないかもしれませんが、やはりこれから先、この老朽化していく建物がこれ以上増えていったときに、手が出せない状態、非常に危険な状態が起きるんじゃないかということを危惧しています。

温暖化対策については、今引き返さなければ、もうこの先引き返せなくなるかもしれないと言われて、今まさに取り組んでいるところですけども、建物、これからの放置空き家の

問題についても、今引き返さなければ、この後マンションとか、管理不全のものが手を出せないような状況が、どうしても来るのではないかという危機意識を非常に持ってしまして、そういったちょっとマイナス面での将来像もどこかに入れていただきたいなというふうに思いました。

あともう一点は、4番の考慮すべき社会の変化の話になりますけれども、非常に建築というのが今投資の対象になっているので、外部から、外国ですかね、今、我々の住宅という問題が投資に非常に振り回されているような印象がありまして、この状態が一体いつまで続くんだろうかということころは一つ、10年単位ということであれば、考えていく必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【〇〇臨時委員】 〇〇でございます。先ほど1回発言させていただいて、そのとき発言した内容は、どちらかというところのセクションの内容だったのかもしれないんですが、先ほど、基準法制定から100年すると2050年ということで、それまでにというようなイメージでちょっと申し上げました。

その最低水準の安全性を確保するという目標をどう考えるかということをお願いしたんですが、そのとき、もう一つ補足すると、それを結局地域の状況でずっと長い間、地域でコミットメントして、そこを考えていくという意味では、建築行政職員の方が、役割は重要かもしれないんですが、そういった方々が、現状ですと高いモチベーションを持ってやれるような環境にあるかどうかというのは、非常に課題じゃないかと思ひまして、そういった方々に、いろいろ大変な仕事かもしれないけど、その御苦勞が非常に前向きな価値をつくり出す活動になるというような、プラスの動機づけを与えるような建築行政の仕組みというのはやはり、抽象的なことを言って申し訳ないですけど、重要なことと思ひました。

それから、密集市街地は危ないと申しているんですが、一方で、ちょっとよもやま話かもしれませんが、〇〇先生という方がいろいろと資料を書かれているときに、分かりやすい道だけではつまらなくて、奥行きがある、細粒都市みたいな議論をされているんですけども、密集地というわけじゃないんですが、先ほど言った意味で言うと、あんこの部分を歩く楽しさみたいなことを議論してされているんです。

先ほどの万博であの大屋根を造った〇〇さんという建築家も、現体験が雑木林だという

ことで、その雑木林の感覚が好きで、地元が北海道でいらして、旭川はグリッドのまちでつまらない。東京の大学に来て、東京の杉並区の若干密集地っぽいところに初めて住んだ。そこが非常に居心地のよさを感じたということ、森美術館で今個展をやられていて、そのインタビューで言われているんです。

ですから、安全性を担保する方法をいろいろな形で技術開発とか、いろんなソリューションの工夫で出てきた場合に、逆にそういう空間の積極的価値という側面も出てくるかもしれない、非常に難しいんですけども、どういう都市像が望ましいかという議論については非常に多様なと感じています。

それから今、いろんな自治体で議論されているかと思うんですが、例えば東京都のほうでも、これからの2040年、2050年ぐらいを長期的に見通したグランドデザインの議論をされているんですけど、そこでは、諸外国で今、15分都市とか20分都市という議論がはやっているわけですが、例えば東京都さんも東京都版の15分都市イメージというのを出したいと言われているんです。

じゃ、それはどういうものかってなかなかよく分からないんですが、15分都市というところある程度、要するに徒歩圏内のあるまとまりのあったネイバーフッドがあるとか、あるいは都心部だったらある種の拠点性があるって、そうするとその拠点にどれくらいの密度、容積とかを配置するのかとか、どういう望ましい複合用途を誘導するのかとか、どういうコミュニティーの核があるのかとか、どういうモビリティの幅があるのかと、いろんな議論が全部ごっちゃに関連してくるんですけども、都市側でこういう都市像をイメージするんだとなったときに、それに対応できるような集団規定側での柔軟なツールをどう考えていくかというの、ざっくりとした意味での課題かなと感じているので申し上げました。

**【部会長】**     ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。大体意見は出たかな。今総論の話ですけども、元に戻って、担い手云々というような話もございましたが、幾つかの個別の論点に立ち戻ってということでも構いませんけれども、全体を通じて何か御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

この議論はまた次回も続けてやっていくということでございますので、かなり広がりのある大枠の話でございますので、なかなかちょっと頭の中でまとめていくのが難しい感じではありますけど、まずはでもインプットをして、項目が抜けないようにといったようなことが大事かと思っておりますので、お気づきの点がございましたら、ぜひ御意見等をお寄せいただ

ければと思います。次回もここは続けて議論したいというふうに思っております。

ということで、これで大丈夫かな。これで今日の議論としては一旦閉じさせていただくということでございますので、進行を事務局のほうにお戻ししたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

**【事務局】** ○○部会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたる御審議をいただき、誠にありがとうございました。

今回の会議は、先ほど資料6、赤字のページで84ページにお示しをしましており、12月16日の午前10時より開催をさせていただきます。委員の皆様には、後日改めて御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

また、追加の意見書の御提出も可能でございますので、次回会議での提示を希望される場合には、おおむね11月末頃までに事務局までお寄せいただけますと幸いです。次回会議にていただいた御意見等は整理して、また御紹介できればと考えております。

それでは、以上をもちまして、第23回建築基準制度部会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間、御意見を賜り、誠にありがとうございました。

— 了 —